

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 吊り金具等点検補修
(2) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年10月30日 (金) 14時00分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎1階会計隊入札室) |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵 便 入 札 の 許 否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3681)
FAX (0176) 53-5464 担当: 西本 |

本件入札参加検討頂いている各業者様へ

本件につきましては入札参加手続き及び仕様に関する問い合わせを円滑にするため窓口を分けさせていただきます。本件に関する問い合わせは内容により下記連絡先に問い合わせお願いいたします。

契約、入札参加等に関する問い合わせ先

会計隊契約班 西本 0176-53-4121（内線 **3681**）

仕様書の内容に関する問い合わせ先

施設隊施設班 宮城（ミヤギ） 0176-53-4121（内線 **3626**）

その他問い合わせにつきましては西本の方にお願ひします。

お手数かけますがご協力のほどよろしくお願ひします。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	吊り金具等点検補修	三基 L P S－R 5 6 0 2 0	
		承 認	令和8年 9月18日
		作 成	令和8年 9月18日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
	作成部隊等名	第3航空団基地業務群施設隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、後述する履行場所における吊り金具点検補修（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

青森県三沢市大字三沢字後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.3 役務内容

吊り金具点検補修等とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.4 関連文書

本仕様書に記載されていない事項は、次を適用する。また、その時点における最新のものとする。

- 国土交通省大臣官房官庁制定「建築保全業務共通仕様書」
- 国土交通省大臣官房官庁制定「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁制定「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁制定「営繕工事写真要領」
- その他関係法令、地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 一般共通事項

2.1 現場代理人

契約相手方は、着工前に現場代理人を通知するものとする（部隊定型様式）。現場代理人は関係法令に従い、本役務の履行に伴う災害防止及び環境保全に努めるものとする。また、本役務に携わる現場作業員に対し、本仕様書及び監督官の指示を周知徹底させるものとする。

2.2 役務着工届

契約相手方は、着工開始日を着工届（部隊定型様式）にて通知するものとする。

2.3 工程表

契約相手方は、事前に作業工程及び日時を記載した工程表を作成し、監督官の承認を得るものとする。

品名又は件名	吊り金具等点検補修
--------	-----------

2.4 入門申請手続き

- a) 契約相手方は、速やかに自衛隊工事従事者入門申請書(部隊定型様式)及び住民票の写しを添えて、3部提出するものとする。
- b) アの承認を受け、リクエストカード(米空軍三沢基地(以下、「米軍」という)定型様式(顔写真3.5×2.5cmを貼付)及び履歴書(米軍定型様式)を記入し、部隊長の確認後入門係へ写真1部を添えて提出するものとする。
- c) 車両の乗り入れについては、イの手続き完了後、部外者車両乗入許可申請書(部隊定型様式)を車検証及び車検証記載事項並びに運転免許証を添えて、入門係へ提出するものとする。
- d) 上記ア〜ウについては、1週間以上入門が確実な者とし、1週間未満の者は監督官と調整するものとする。

2.5 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容と関連文書等に相違のある場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で本仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議し、打合せ簿(部隊定型様式)に記録するものとする。

2.6 役務現場管理

- a) 役務現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、次に示す事項は、厳に慎むこと。
 - 1) 役務現場区域外への立入り
 - 2) 指定区域以外での喫煙、火気の使用
 - 3) 役務に関係のない場所の撮影
- b) 本役務における作業時間は、8時15分から17時00分を基本とする。
 なお、作業期間中の休日(土曜日、日曜日、祝日等)及びその他監督官が指定する日を原則作業不能日とする。
- c) 部隊任務遂行上、作業日時の変更又は中断を指示された場合は、速やかに従わなければならない。
- d) 本役務に関連し、付帯設備を破損した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、契約相手方の負担において速やかに復旧するものとする。
- e) 本役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 安全は、すべて契約相手方の責任とする。
 - 2) 第3者に災害及び公害の影響を及ぼしてはならない。
 - 3) 災害及び公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。
- f) 契約相手方は、本役務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。
- g) 作業終了時は、本役務に関連する部分(進入口を含む。)の清掃及び後片付けを行うものとする。

2.7 材料検査

材料は、履行場所に搬入するごとに監督官に報告するものとし、材料の種別ごとに材料検査簿(部隊定型様式)を添えて、検査を受けるものとする。

品名又は件名	吊り金具等点検補修
--------	-----------

2.8 発生材の処理

金物等の発生材は、監督官が指示する場所に整理集積し、発生材報告書（部隊定型様式）を添えて引き渡すものとする。

2.9 役務写真

役務写真の撮影は、作業前、作業中及び完了後とし、各工程に従い、位置及び規格が本仕様書と対照して確認できるように説明事項を記載した黒板等を添えて同一箇所を同一方向から撮撮影するものとする。カメラは、200万画素以上のデジタルカメラを使用するものとする。

2.10 完了検査

すべての作業終了後、検査官による履行場所の完了確認を受けるものとする。また、完了通知書（部隊定型様式）及び引渡書（部隊定型様式）を含む全必要書類を提出後、検査官の書類検査をもって役務完了とする。

2.11 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

No.	書類名	部数	備考
1	現場代理人通知書	1	部隊定型様式
2	役務着工届	1	部隊定型様式
3	工程表	1	契約相手方所定（作業工程、日時を記載）
4	自衛隊工事従事者入門申請書	3	部隊定型様式（証明写真貼付、他2枚提出）
5	臨時立入申請書	—	監督官の指示による。
6	打合せ簿	1	部隊定型様式、必要に応じ
7	材料検査簿	1	部隊定型様式
8	発生材報告書	1	部隊定型様式
9	役務写真	1	契約相手方所定（カラー印刷、アルバム整理）
10	完了通知書	1	部隊定型様式
11	引渡書	1	部隊定型様式
12	その他監督官の指示する書類	—	その都度

特記事項	品名又は件名	吊り金具等点検補修
	履行場所	航空自衛隊三沢基地

1 履行場所及び役務内容

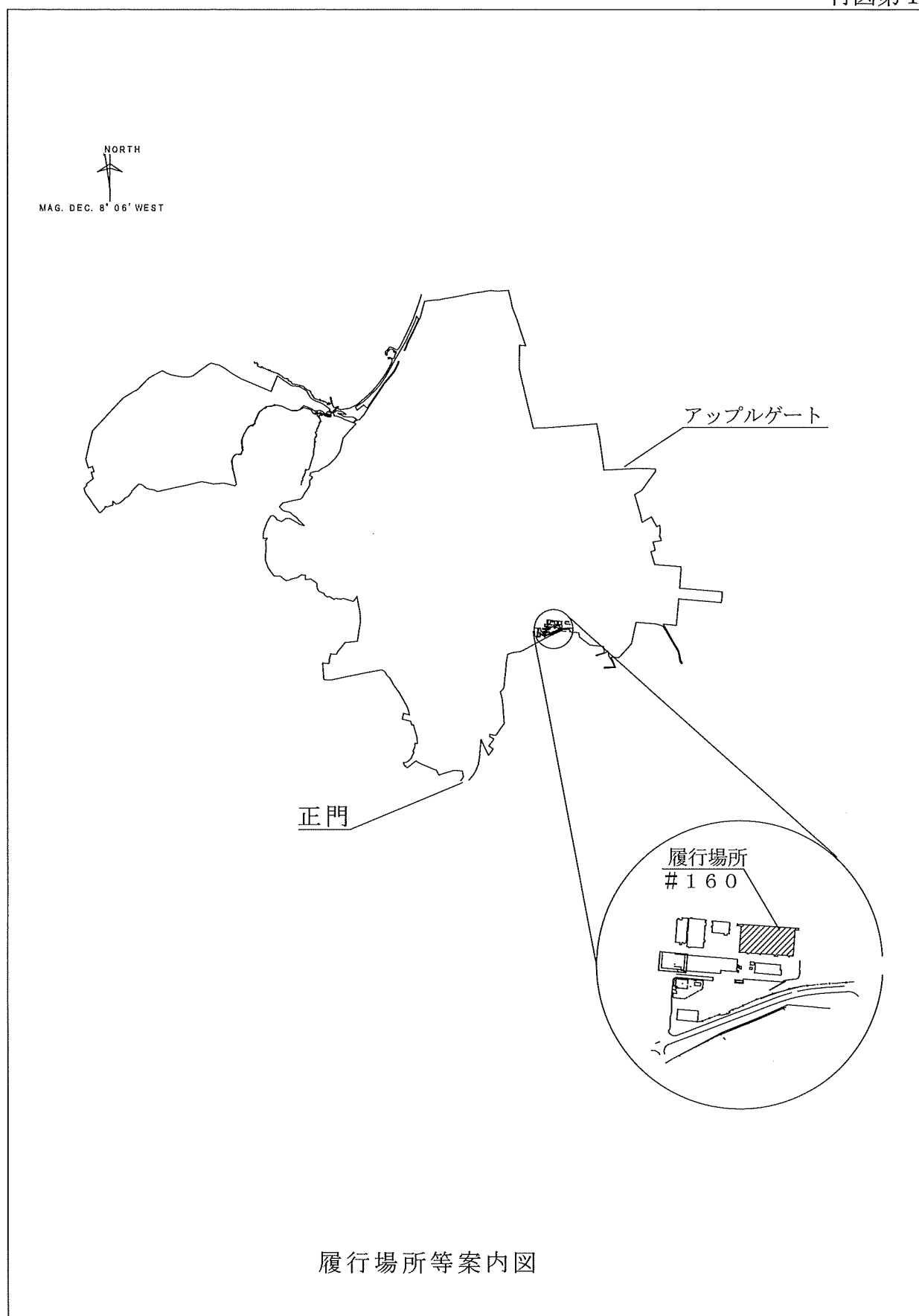
履行場所は、付図第1のとおりとする。役務内容は、次のとおりとするほか、細部は、付図第2、付図第3及び付図第4のとおりとする。

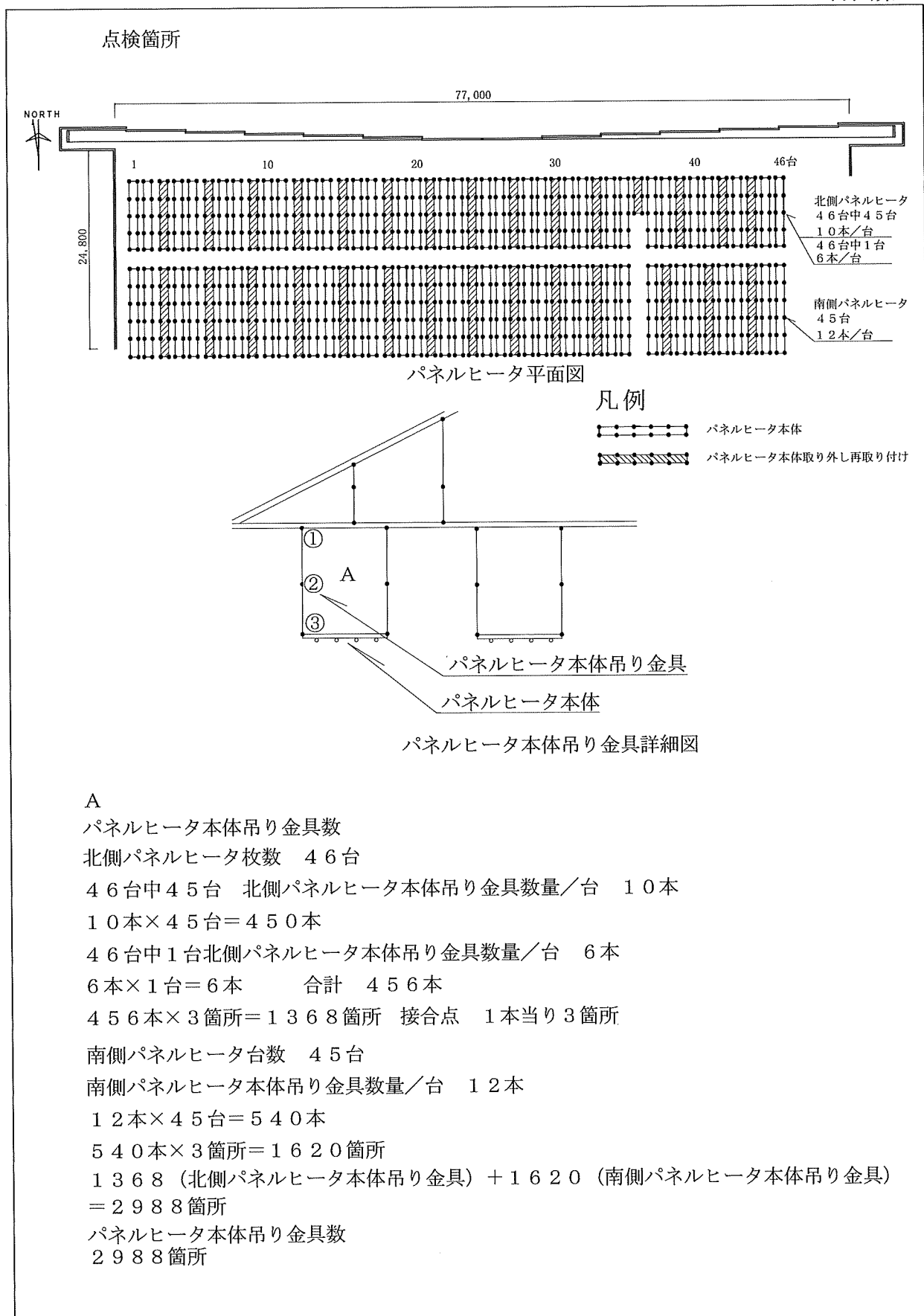
- 1) #160のパネルヒーターの本体及びフレームの吊り金具の点検補修については全台とし、官側の指定する吊り金具10箇所を補修するものとする。
- 2) 点検補修に必要な資器材等は、すべて契約相手方が用意するものとする。
- 3) 点検補修に際し、パネルヒーター28台を外し、点検補修後にフランジパッキンを交換し復旧させるものとする。
- 4) 補修後、点検を行うものとし、不具合があれば原因を解消するものとする。

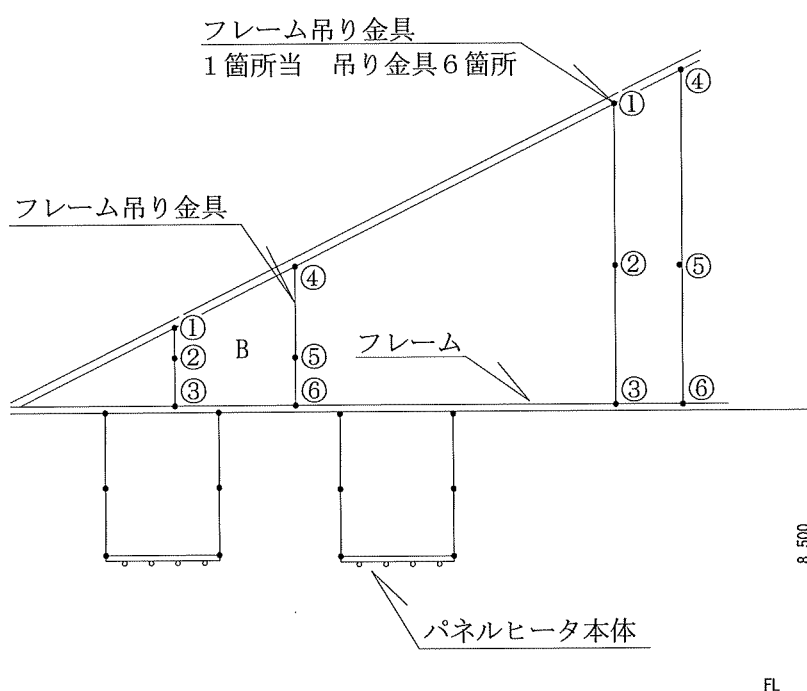
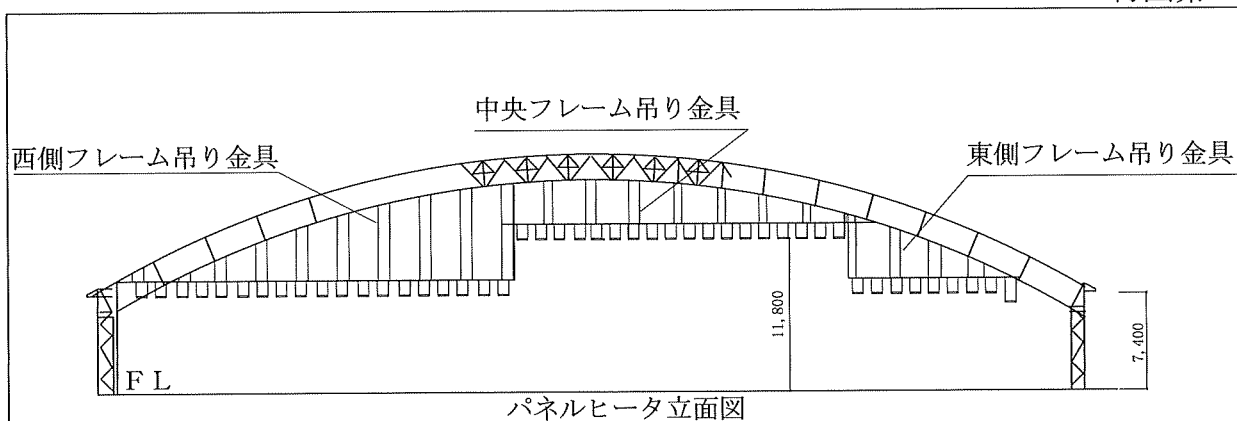
2 材料

材料は、次のとおりとする。

名 称	規 格	数 量	備 考
ナット	W1/2	10個	同等品又はそれ以上
合フランジパッキン	10K 20A	28枚	同等品又はそれ以上
組フランジパッキン	10K 20A	28枚	同等品又はそれ以上







B

西側フレーム吊り金具 6本／本×10本×22箇所＝1320箇所

中央フレーム吊り金具 6本／本×10本×22箇所＝1320箇所

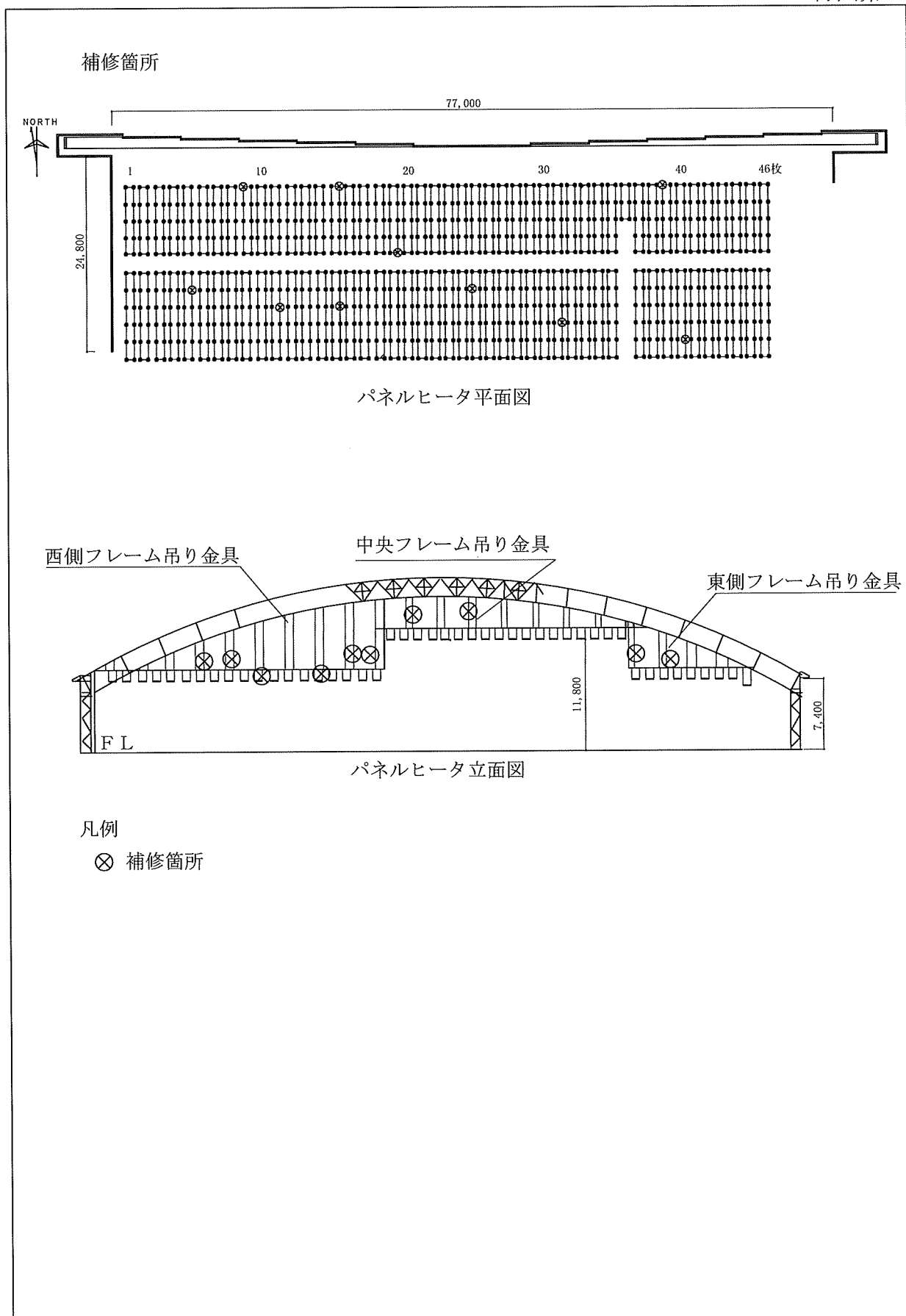
東側フレーム吊り金具 6本／本×4本×22箇所＝528箇所

フレーム吊り金具合計 1320＋1320＋528＝3168箇所

フレーム吊り金具 3168箇所＋パネルヒータ本体吊り金具 2988箇所

＝6156箇所

吊り金具総合計 6156箇所



入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年10月30日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

申込者住所
会社名
代表者氏名
代理人氏名

[illegible]

委任状

当社は、
を代理人と定め、
令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの間、入札等に関する
下記の権限を委任します。

記

- 見積り及び入札に関する件
- 契約の締結に関する件
- 契約物品の納品に関する件
- 代金の請求及び受領に関する件
- 復代理人の選任に関する件

代理人使用印鑑



履行期間: 契約締結日～令和9年3月31日

令和8年10月30日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印